

# 土木請負工事における現場環境改善費の積算に係る取扱要領

## 1 趣旨

建設産業は、若手技術者の入職率が低く、離職率が高くなっていることから、将来の担い手確保が大きな課題となっている。また、建設現場においては、周辺住民の工事への理解、協力を得ながら進める必要があることから、建設産業の魅力発信や労働環境の改善、地域との連携等が求められている。

そのため大分市では、周辺住民の生活環境への配慮や一般住民に対する建設事業の広報活動、現場労働者の作業環境の改善を図るため、施工現場における現場環境改善の取扱いを定め、運用する。

## 2 対象工事

対象工事は、大分市が発注する「屋外作業が主たる工事」とする。また、災害復旧工事については、熱中症対策・防寒対策のみ計上可能とする。ただし、営繕工事は除く。

なお、対象工事は、特記仕様書に現場環境改善に取り組む対象工事であることを明示する。

## 3 実施内容

### (1) 受注者による意思表示

受注者は、施工計画書提出時に「現場環境改善」実施の意向について監督員と協議を行い、実施の有無を決定し、書面にて監督員に報告する。

### (2) 実施内容の提出

#### (2)－1 土木工事標準歩掛を適用する工事の場合

現場環境改善を実施する場合、受注者は、別表－1の内容のうち、計上費目ごとに1内容ずつ(ただし、いずれかの費目のみ2内容)の合計5つの内容について、施工計画書に具体的な実施内容を記載し、監督員の承諾を得る。

なお、現場の状況等により、実施内容がこれによりがたい場合には、受発注者協議により計上費目を1減じ、3計上費目に変更することも可能とするが、この場合においても5つの内容について実施することとする。

また、現場環境改善として熱中症対策・防寒対策を実施する場合も同様に、施工計画書に具体的な実施内容(別表－2)を記載し、監督員の承諾を得るものとし、熱中症対策・防寒対策については、別表－1の実施の有無にかかわらず、実施することができる。

## **(2)－2 港湾積算資料を適用する工事の場合**

現場環境改善を実施する場合、受注者は、別表－3の内容について、施工計画書に具体的な実施内容を記載し、監督員の承諾を得る。

また、現場環境改善として熱中症対策・防寒対策を実施する場合も同様に、施工計画書に具体的な実施内容(別表－2)を記載し、監督員の承諾を得るものとし、熱中症対策・防寒対策については、別表－3の実施の有無にかかわらず、実施することができる。

## **(3)実施報告**

受注者は、現場環境改善の実施状況について、実施の都度、書面にて監督員に報告する。

## **(4)変更協議**

施工計画書に記載した実施内容について、その実施が困難となり内容を変更する場合は、「(2)実施内容の提出」に基づき、受注者は、書面にて変更案を提出し、監督員の承諾を得る。

## **(5)費用の計上**

「(3)実施報告」により施工計画書に記載された全ての実施内容の履行が確認できた場合は、設計変更にて経費の計上を行う。

ただし、受注者から提出のあった現場環境改善費に関する経費の見積書等の合計金額が、設計変更にて計上する現場環境改善費よりも高価であること。

### **(5)－1 土木工事標準歩掛を適用する工事の場合**

現場環境改善の積算については、土木工事標準歩掛(大分県土木建築部)に記載されている「土木請負工事における現場環境改善費の積算」に基づき、率分で計上する。

なお、主に現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率分での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積み上げ計上を行うものとする。

また、熱中症対策・防寒対策のみの履行でも積み上げ計上することができる。

### **(5)－2 港湾積算資料を適用する工事の場合**

現場環境改善の積算については、港湾積算資料(大分県土木建築部)に記載されている現場環境改善費の「積算の方法」に基づき行う。

なお、率分での計上に含まれない現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、対策の妥当性、重複がないことを確認の上、率分で計上される額の50%を上限として積み上げ計上を行うものとする。

## **(6)現場環境改善の中止**

現場状況の変化等により現場環境改善の実施が困難となった場合、受注者は、速やかに書面にて監督員に報告しなければならない。

#### **(7)工事成績評定の取扱い**

本要領に基づき実施した内容については、工事成績評定の加点対象としない。

なお、現場環境改善の実施が困難となった場合、それを理由とした工事成績評定の減点は行わない。

#### **4 その他**

この要領に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

#### **附 則**

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

ただし、施行日以前の工事についても、受発注者協議により適用できるものとする。

【別表－1】

計上費目	実施する内容(率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 用水・電力等の供給設備</li> <li>2. 緑化・花壇</li> <li>3. ライトアップ施設</li> <li>4. 見学路及び椅子の設置</li> <li>5. 昇降設備の充実</li> <li>6. 環境負荷の低減</li> </ol>
現場環境改善 (営繕関係)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 現場事務所の快適化(女性用更衣室の設置を含む)</li> <li>2. 労働宿舍の快適化</li> <li>3. デザインボックス(交通誘導警備員待機室)</li> <li>4. 現場休憩所の快適化</li> <li>5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等</li> </ol>
現場環境改善 (安全関係)	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ(電光式標識等)</li> <li>2. 盗難防止対策(警報器等)</li> </ol>
地域連携	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 完成予想図</li> <li>2. 工法説明図</li> <li>3. 工事工程表</li> <li>4. デザイン工事看板(各工事 PR 看板含む)</li> <li>5. 見学会等の開催(イベント等の実施含む)</li> <li>6. 見学所(インフォメーションセンター)の設置及び管理運営</li> <li>7. パンフレット・工法説明ビデオ</li> <li>8. 地域対策費(地域行事等の経費を含む)</li> <li>9. 社会貢献</li> </ol>

・事例は別表－4を参考とし、別表－4に掲載がなくても趣旨に沿う内容であれば承諾してもよい

【別表－2】 熱中症対策・防寒対策

計上費目	実施する内容の事例
熱中症対策・ 防寒対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷暖房施設の設置</li> <li>・ミストファンの設置</li> <li>・簡易テント及び移動式エアコンの設置</li> <li>・大型扇風機の設置</li> <li>・ジェットヒーターの設置</li> </ul>

・別表－2に掲載がなくても趣旨に沿う内容であれば承諾してもよい

【別表-3】

計上費目	実施する内容(率計上分)
現場環境改善 (仮設備関係)	仮設備の設置、美装化に要する費用 ・垂れ幕(横断幕) ・工事看板(説明板、案内板、PR 看板) ・緑化、花壇(椅子、ベンチ含む) ・ライトアップ
現場環境改善 (安全関係)	安全器具の美装化、清掃に関する費用 ・器具美装化 {バリアード、転落防止柵(足場、安全ネット)、工事標識、安全標識照明、安全器機(カラーコーン、回転灯)、安全具(救命胴衣、救命浮輪、ヘルメット、安全靴、安全帯、消火器)} ・清掃費
現場環境改善 (役務関係)	現場環境改善に係る土地借上げ及び道路等の占有に要する費用
現場環境改善 (営繕関係)	現場施設の美装化、行事等の開催に要する費用 ・施設美装化(現場事務所、現場休憩所、作業員宿舍) ・インフォメーション施設の設置及び管理運営 ・行事の開催
現場環境改善 (防災・危機管理関係)	防災訓練に要する費用 防災訓練(地震、台風等の自然災害に対する訓練)に使用する作業船、重機の燃料費、回航えい航費、運搬費、資機材の費用
現場環境改善 (担い手育成関係)	現場見学、インターンシップ、出張講座等に要する費用 ・現場見学会の開催、見学用設備 ・パンフレット、工法説明ビデオ ・出張講座の資料作成

【別表-4】

計上費目	実施する内容の事例
<p>現場環境改善 (仮設備関係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易水道施設設置</li> <li>・緑化プランターの設置</li> <li>・バリケード、現場事務所にイルミネーションを設置</li> <li>・夜間の転倒防止のためのセンサーライトを設置</li> <li>・人工芝や化粧パネルを使用した見学路を設置</li> <li>・昇降用モノレールの設置</li> <li>・斜路通行用にステップ階段を設置</li> <li>・太陽光発電の使用</li> <li>・LED 照明の使用</li> <li>・防音、防塵、防震施設の設置</li> </ul>
<p>現場環境改善 (営繕関係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・冷蔵庫、湯沸かし器、ウォーターサーバーの設置</li> <li>・現場事務所に温水シャワー設備を設置</li> <li>・快適トイレの設置</li> <li>・個人ロッカー付き更衣室の設置</li> <li>・エアコン付き誘導員休憩所の設置</li> <li>・土足厳禁のカーペット、畳スペースの設置</li> <li>・加湿器、空気清浄機の設置</li> </ul>
<p>現場環境改善 (安全関係)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・キャラクターバリケードの設置</li> <li>・盗難防止の対人センサーライト、警報機の設置</li> <li>・監視カメラの設置</li> </ul>
<p>地域連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・完成予想図を現場に掲示</li> <li>・工法説明図を現場に掲示</li> <li>・工事の週間及び全体工程を現場に掲示</li> <li>・定期的に工事工程表を近隣住民へ配布</li> <li>・イラスト付きや工事 PR 看板を設置</li> <li>・工事パンフレットの配布</li> <li>・工事見学会の開催</li> <li>・職場体験会の実施</li> <li>・地域の清掃活動に参加</li> <li>・防犯パトロールに参加</li> <li>・現場周辺の清掃、草刈を実施</li> </ul>